

富山市教育委員会 9 月定例会 資料

令和7年9月市議会定例会 一般質問の概要

- 1 会 期 令和7年9月4日（木）～9月26日（金）
※一般質問…… 9月9日、10日、12日、16日
- 2 概 要 4日間の一般質問において10人の議員から質問があった。質問者、答弁の概要は次のとおり。

（1）不登校児童・生徒に対する支援の充実について

①富山市議会自由民主党 高原 ゆずる 議員（9月9日）

（問）校内サポートルームの利用実績と成果について問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）令和6年度は、校内サポートルームを小学校8校、中学校9校、合計17校に設置しており、一度でも校内サポートルームを利用した児童生徒数は小学校で91名、中学校で127名、合計218名となっております。

成果といたしましては、

- ①校内サポートルームを利用している児童生徒が教室で過ごす時間や回数が増えた
- ②欠席の多かった児童生徒が、ほぼ毎日、校内サポートルームに出席するようになった
- ③これまで早退していた児童生徒が、一時的に校内サポートルームでエネルギーを蓄えることで、再び教室に戻り早退しないようになった

などの報告を受けており、校内サポートルームを利用することで、改善傾向が見られた児童生徒の割合は83.5%となっております。

また、校内サポートルームを利用していた中学校3年生は57名おり、全員が高等学校等に進学していることから、進路選択の面におきましても、一定の成果をあげているものと考えております。

（問）校内サポートルームの現状と今後の方向性について問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）今年度は、指導員4名の増員に加え、県費負担教職員であるカウンセリング指導員15名を活用することで校内サポートルームを19校で増設し、小学校15校、中学校21校、合計36校に設置しております。

本年7月に一度でも校内サポートルームを利用した児童生徒は、小学校で117名、中学校で106名、合計223名で、昨年の7月の利用者数100名と比べると、2倍以上に増加しております。

また、利用している児童生徒やその保護者から給食を食べたいとの要望が寄せられたことから、各学校が指導員の勤務時間を調整したり、指導員以外の教職員との連携を図ることで、毎月約100名の児童生徒が校内サポートルームや教室等で給食を食べるようになってきており、学校滞在時間の増加などにつながっております。

校内サポートルームの今後の運営につきましては、児童生徒が思い思いの過ごし方によって心のエネルギーを蓄えることができるような居場所であるというコンセプトを大切に、学級復帰等にこだわらず、今後も児童生徒がやりたいことを自ら選択・決定し、

ありのままの自分でいられる運営を継続していきたいと考えております。

また、令和８年度以降の校内サポートルーム設置校につきましては、利用状況等に応じて設置校を見直していくとともに、校内サポートルーム未設置校やその保護者などからは、新規設置を要望する声が多く寄せられていることから、市教育委員会といたしましては、学校に行きづらいと感じている児童生徒の居場所として、校内サポートルームの増設についても厳しい財政状況等に鑑みながら検討してまいりたいと考えております。

(問) どのような想いを込めて「古志はるかぜ学園」と命名したのか。

＜教育総務課：教育長答弁＞

(答) 令和８年４月に北陸初となる学校型の小中一貫校として、開校を予定している学びの多様化学校の校名につきましては、「富山市立古志はるかぜ学園」といたしました。

この校名につきましては、まず「はるかぜ」には、寒さの厳しい冬の季節を越えた先に、春の暖かで、穏やかな風である「はるかぜ」に包まれながら、草木がいっせいに芽吹くように、不登校を経験した児童生徒が、この学校に通うことを新たなスタートと位置づけ、豊かな学校生活を送り、将来の自立に向けて着実に成長してもらいたいという思いを込めたものであります。

さらには、訓読みで“はるか”、音読みで“ヨウ”という漢字（遥）には、「壮大」、「自由」という意味もあり、自由な校風、柔軟な教育課程といった学びの多様化学校の特徴にも通じることから、それぞれの言葉の音や意味、込めた思いを重ね合わせ、平仮名で表記することで、この学校に通う児童生徒や、地域の方から愛着をもってもらえるよう柔らかな表現としたものであります。

また、立山連峰の雄大な風景を松林越しに眺望できる風光明媚で、この地の名勝として市民からの知名度が高い、「古志の松原」の「古志」を採用いたしました。

学校教育において、豊かな人間性、自らを律する心、他人と協調し、他人を思いやる心、自然を愛する心など、こうした志を子どもたちに育むことは、いつの時代、どこの国の教育においても大切にされなければならないことであり、これは、先人が古から脈々と繋いできた教育の根幹であると考えております。

こうした思いについても、“古の志”という「古志」の地名に準えて、新たな校名に込めたところでございます。

(問) 「古志はるかぜ学園」は、どのような学校を目指していくのか。

＜教育総務課：教育長答弁＞

(答) 「古志はるかぜ学園」につきましては、まず、学習面では、各教科の授業内容を見直し、全体の授業時数を一定程度削減することで、ゆとりと余裕の持てる授業時数とする一方、児童生徒自身の進度に合わせ、学習する内容や時間配分を自分で決定し、主体的に学ぶことができる「マイタイム」の時間を新たに設定いたします。

この時間は、教職員による個に応じた支援のもと、例えば、過去の学習のつまずきを改めて学び直すことで、苦手意識の克服や学習の遅れを取り戻すことのほか、興味・関心のある分野については、じっくりと取り組み、探究的に、時には仲間と協働的に学ぶことを通して、学ぶ楽しさや喜びを感じることができるようになりたいと考えております。

また、生活面では、学校環境の整備として、パーソナルスペースを確保した個別学習

スペースのほか、ソファやクッション等を設置し、ゆったりと過ごせるリラックスルームを設けるなど、児童生徒の心理的な負担をできる限り減らし、安心して学校生活を送ることができるよう配慮してまいりたいと考えております。

市教育委員会といたしましては、不登校であった児童生徒が、この学校に通うことで、友達や教職員などと新たに出会い、より良い刺激を受け、共に過ごす時間の中でコミュニケーションを図りながら、互いの信頼関係を築くことが肝要であると考えております。

そのうえで、「ここが自分の学校なんだ」と感じ取ってもらえるよう、子どもたちの多様な学びのスタイルや価値観を尊重しながら、一人一人の可能性を引き出し、子どもたちが社会的自立に向けて一歩ずつ成長する場、さらには、個別最適な学びと主体的な学びの場となることを目指して取り組んでまいりたいと考えております。

(問) 「古志はるかぜ学園」における、児童生徒の受け入れに関する、募集や選考をどのように行うのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 募集対象につきましては、

- ①富山市内に在住している小学校1年生から中学校3年生までの児童生徒
- ②病気または経済的な理由を除き、年間30日以上欠席した不登校状態にある児童生徒、または年間30日未満であっても、教室外登校をしているなど、不登校傾向にある児童生徒
- ③児童生徒本人に登校の意欲があり、また、その保護者等の理解が得られていることの3つの事項全てに該当する児童生徒を予定しております。

募集人数につきましては、小学校は各学年5～10名程度、中学校は各学年15名程度、全体で90名程度を予定しており、少人数による学級編制を行うことで、一人一人に寄り添った支援を実現してまいりたいと考えております。

今後の募集や選考の流れにつきましては、10月上旬に来年度市内の小学校、中学校に在籍する予定の児童生徒の全保護者に案内をした上で、11月上旬に学校説明会を実施する予定としております。

その後、入学・転入学を希望する児童生徒及びその保護者を対象に、11月から12月にかけて、在籍校での面談、市教育委員会事務局職員との面談を順に実施し、令和8年1月に市教育委員会において入学予定者を決定したいと考えております。

市教育委員会といたしましては、各学校と連携を密に図りながら、面談において、学園で楽しみにしていることややってみたいことといった意欲や現在の生活状況、通学手段等、一人一人の状況を丁寧に確認しながら入学予定者を決定してまいりたいと考えております。

(問) 学びの機会を逃した子どもたちに対する効果をどのように考えているのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 市教育委員会では、これまで様々な不登校支援に取り組んできたところであり、本年10月上旬からは相談、指導等を受けていない不登校児童生徒の新たな居場所として、メタバースを活用した支援を始める予定としております。

加えて、令和8年4月には、北陸で初となる学びの多様化学校である古志はるかぜ学

園を開校するなど、さらなる不登校支援の充実を図っているところであります。

こうした取り組みの効果につきましては、例えば、学校に足が向かず、適応指導教室やフリースクールを利用する児童生徒や、登校しても教室に入ることができずに保健室や相談室、校内サポートルームを利用している児童生徒、家から外出することができず、家族以外の人と接する機会がほとんどない児童生徒等といった、様々な状況にある不登校児童生徒一人一人が安心して自分らしく過ごすことのできる多様な居場所の創出・確保につながっているものと考えております。

市教育委員会といたしましては、今後も一人一人の状況やニーズに応じた支援体制を構築していくことで、不登校児童生徒が学びの機会を逃すことなく、自己肯定感を高め、社会性を身に付けながら、将来的に社会の中で自立していけるような支援の充実に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

(2) 鳥獣被害対策について

①富山市議会自由民主党 高原 ゆずる 議員（9月9日）

（問）これからの博物館の生物系学芸員・専門職の役割について問う。

＜科学博物館：教育長答弁＞

（答）教育委員会の所管施設である科学博物館には生物系の学芸員が在籍しており、地域の生物に関する資料収集と調査研究を行い、館内展示や解説イベントなどを通して、市民の理解と関心を高めていく活動をしております。

このような中、本市のクマ対策会議への出席や、他部局からの相談を受けた際に、有害鳥獣の生態に関する情報提供や、鳥獣被害に関する類似の事例紹介、これらを基に被害対策に関する助言を行うなど、専門性を活かした連携をとっているところであります。

これからの役割としましては、同じく生物系の専門職が従事するファミリーパークとともに、被害を与えている動物を含め、様々な生物の生息状況や生態、特徴などについて、より一層、教育啓発を図るとともに、他部局と連携することにより、鳥獣被害の防止や捕獲対策の強化など、市民生活の向上に寄与するものと考えております。

(3) 道徳教育について

①富山市議会自由民主党 高田 真里 議員（9月9日）

（問）「特別の教科 道徳」の目標について問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）学校における道徳教育は、教育活動全体を通じて行うものであり、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標としております。

このことは、教育基本法に教育の目的として規定している「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」を具現化する上で重要な役割を担っております。

その上で、年間35時間を標準授業時数として実施している「特別の教科 道徳」は、道徳教育の要として位置づいており、「思いやり、感謝」や「生命の尊さ」、「遵法精神、公德心」といった様々な道徳的価値について、考える学習を通して、

①それぞれの場面において善悪を判断する道徳的判断力

- ②道徳的価値の大切さを感じ取り、善を行うことを喜び、悪を憎む感情である道徳的心情
③価値のある行動をとろうとする傾向性である道徳的実践意欲と態度
を児童生徒に育むことを目標としております。

(問) 「特別の教科 道徳」における、現状の具体的な指導について問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 「特別の教科 道徳」の授業におきましては、主に教材として教科書を使用し、教材文を読んで感じた自分の考えを述べたり、仲間の様々な考えに触れ、相反する考えについて議論を重ねたりすることで、新たな価値観に気づいたり理解するなど、道徳的価値に関する自分の考えを深めるよう指導しております。

各学校におきましては、例えば、「生命の尊さ」を取り上げた指導といたしましては、

- ①生活科の学習で自分の成長について振り返る授業に合わせて、家族をテーマにした資料を取り扱い、自分の命を大切にしようとする思いをもつ
- ②東日本大震災に関する新聞記事を教材として取り上げ、家族や仲間とのつながりの中で、共に生きることのすばらしさに気づく
- ③医療に従事する人の体験を聞き、感じたことを授業で取り上げ、生命の連続性や有限性について考える

など、教科の学習内容や学校行事、日常の学校生活の中で発生した諸課題等との関連を図りながら、教科書に掲載されている資料の順序を入れ替えたり、教科書を補う教材を工夫して、児童生徒の発達段階に応じて、道徳性を養うように努めております。

(問) 「特別の教科 道徳」において、目に見えないものをどのように捉え、評価しているのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 「特別の教科 道徳」において養うことを目標としている道徳性は、人間としてよりよく生きようとする人格的特性であり、目に見えないものであるとともに、知識や技能のように数値で測ることが難しいものであります。

各学校におきましては、「特別の教科 道徳」の授業においては、教員が児童生徒との対話を通して捉えた一人一人の内面的な変容や成長を直接伝えたり、ノート等の記述にコメントを書くことで、児童生徒自身が自分の成長を実感できるように努めております。

そして、授業における児童生徒の発言や表情、ノートや作文などの記述等を手掛かりに、児童生徒が他者の考え方を受けとめ、

- ①自分と比較しながら考えられるようになったか
- ②ある物事を様々な視点から捉えられるようになったか
- ③学習した道徳的価値を自分事として受け止められるようになったか

などの視点から、児童生徒の成長の過程を教員が積極的に捉えたことを、個人内評価として文章で表記して伝えることで、今後の生活に向けて、さらに意欲的に取り組もうとするきっかけにつなげております。

(問) 道徳教育において、家庭や地域との連携をどのように進めているのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 道徳教育の推進には、学校だけでなく、家庭や地域との連携が不可欠であると考えており、学習指導要領におきましても、「道徳教育は学校の教育活動全体を通じて行うものであり、家庭や地域社会との連携・協力のもとに進めることが重要である」と示されております。

第3期富山市教育振興基本計画においては、「豊かな心の育成」を基本施策の一つとして掲げ、その実現に向けて、家庭や地域社会と相互理解を深め、連携・協力しながら指導の充実を図ることとしており、各学校では、保護者や地域の方をゲストティーチャーとして招いて、

- ①保護者から出産に関する体験や思いを聞くことで、命の大切さや自分に対する家族の思いについて考える
 - ②地域の行事を支える人から、歴史や受け継がれている思いについて聞くことで、地域のよさを感じ、地域社会の一員としての自覚をもつ
- などの授業を実施しております。

加えて、各学校におきましては、学校生活の中で捉えた児童生徒の成長の様子や課題について、保護者とは各種便りや懇談会等で、地域とは学校運営協議会や地域の各種団体との懇談会等で共有し、学校、家庭、地域が連携・協力することで、それぞれの教育力を生かし、児童生徒の道徳性を養うよう努めております。

(問) 「特別の教科 道徳」を含めた道徳教育について、児童生徒への教育、また教員の資質向上も含めた教育長の見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 本市におきましては、変化の激しい現代社会において、児童生徒が今後直面するであろう課題を解決し、困難な状況を乗り越えていく力を育むため、令和2年度より「主体性のある子どもの育成」を重点事項に位置づけ、これまでも大切にしてきた知識・技能の確実な習得や、思考力、判断力、表現力の育成はもとより、自尊心や自制心、忍耐力、仲間と協力する態度などといった、いわゆる非認知能力を育むことに注力しているところであります。

各学校におきましては、

- ①各教科の学習において、自分で目標を立てて粘り強く取り組む力や、友達と教え合うといった思いやりの心を育むこと
- ②集団宿泊学習や合唱コンクールなどの学校行事において、多様な考えを認め、友達と協力しようとする態度を育てること

などを行っており、市教育委員会といたしましては、全ての教育活動を通して、教科等の目標に迫りながら非認知能力を育むことが、児童生徒の道徳性を養うことにもつながるものと考えております。

また、児童生徒の道徳性は学校教育だけでなく、生活の基盤となる家庭や地域といった身近な大人の姿からも養われるものであります。

各学校においては、校長とPTA会長の連名で、家庭内での望ましい言葉遣いやスマートフォンの使い方に関する協力依頼の文書を発出するなど、様々な機会を捉えて、児童生

徒が育つ環境を整えるよう、保護者や地域の方との情報共有や協力依頼を行っているところであります。

とりわけ、児童生徒にとって最も身近な大人である教員の道徳性に係る資質は大変重要であり、市教育委員会では、「特別の教科 道徳」の指導の充実に向けた教員研修の実施や、人間性や社会性を高める「とやま教師塾」の開催により、教員の資質向上を図っております。

加えて、昨年度から、要請のあった市内小・中学校に教育長が出向き、教員との対話を通して、これからの社会に求められる力と、その力を子どもたちに育む授業に関して、教員が主体的に考える研修を実施しており、教育の目的である人格の完成を念頭においた授業改善に努めることが、ひいては教員自身の道徳性に係る資質向上にもつながるものと考えております。

市教育委員会といたしましては、授業改善をはじめとした教育活動の充実を図ることや、学校、保護者、地域が一体となった教育活動を実施することによる児童生徒の非認知能力の育成が、道徳教育の充実に寄与するものであるという認識の下、本市の教育を鋭意推進してまいりたいと考えております。

(4) 熱中症対策について

①公明党 細川 博徳 議員（9月9日）

（問）本市小・中学校での、教育活動時における熱中症対策の現状を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）市教育委員会におきましては、令和7年7月1日付で「熱中症の予防及び『熱中症警戒アラート』の発令時の対応について」の通知を発出するとともに、2学期開始に向けて、8月21日付でも、同様の内容の通知を発出し、熱中症対策を講じるよう市内の小・中学校に指導してきたところであります。

本市の小・中学校におきましては、熱中症対策として、グラウンドや体育館といった活動場所における暑さ指数（WBGT）を管理職や養護教諭等が熱中症指数計により測定し、指数が「危険（指数3.1以上）」又は「厳重警戒（指数2.8以上3.1未満）」を示す場合には、活動時間の短縮や、屋外での活動の中止、激しい運動の回避などの対応をとっております。

また、教室はもちろん、特別教室や体育館等にもお茶やスポーツドリンク等を入れた水筒を携帯させ、授業の途中にも必要に応じて水分を補給できるように配慮するなど、児童生徒の体調管理に努めております。

加えて、暑さに体が慣れていない時期には、体育の授業や屋外で活動する場合に、運動量や活動時間を徐々に増やす工夫をするなど、児童生徒の発達段階や体調に合わせた指導を行うことで、熱中症の未然防止に取り組んでおります。

（問）登下校時における、熱中症対策の現状について問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）市教育委員会では、

- ①強い日差しをしのぐため、日傘や帽子等の使用の推奨
- ②軽くて通気性のよいリュックサックや体育服での通学の推奨

③下校前の水分補給や、中学校においては部活動終了後のクールダウンの時間の確保などの登下校時の熱中症対策を、児童生徒の発達段階に応じて指導したり、保護者連絡用アプリを利用して保護者に連絡するよう、市内の小・中学校に周知しているところがあります。

また、下校前に暑さ指数（WBGT）を測定し、指数が高い場合には、保護者に連絡した上で、低学年の下校時刻を遅らせて高学年と一緒に下校させたり、下校中に気分が悪くなった時には、見守り隊やスクールガードリーダー等に申し出るよう指導するなど、各学校は地域の実態に応じて対策をとっているところでもあります。

（問）帰宅時における健康チェックが必要と考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）夏季の帰宅時は、気温が高く、一日の活動の疲労が蓄積している場合も多いため、各学校においては、これまでも下校前に担任や部活動顧問が児童生徒の様子を観察し水分補給を促したり、顔色や体調に異変がある場合には、保護者に迎えに来てもらうことで一人で帰宅させないなどの対応をとっております。

市教育委員会といたしましては、日常的に児童生徒の体調に注意を払うことはもちろんのこと、特に夏季においては、下校前の児童生徒の様子を注意深く観察し、熱中症の未然防止に努めるよう、引き続き各学校に指導してまいりたいと考えております。

（問）冷却グッズ等の維持に冷凍庫を配備できないか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）市内小・中学校におきましては、保健室や職員室等に設置している冷蔵庫に、熱中症を含め、体調を崩した児童生徒に対応するための氷枕や保冷剤、経口補水液等を一定数保管しております。

市教育委員会といたしましては、冷却グッズ等の維持を目的とした冷凍庫については、全児童生徒を対象とした設置台数や場所の確保、維持管理に課題があることに加え、使用期間が限られていることから、現在のところ設置については考えておらず、今後につきましては、他都市の動向を注視してまいります。

（５）休日の部活動の地域展開について

①公明党 細川 博徳 議員（９月９日）

（問）休日の部活動の地域展開の進捗状況について問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）昨年１１月に市内の中学校を対象に実施した、休日の部活動の地域展開に関する調査においては、休日に活動している部活動数約３７０のうち、休日の部活動の地域展開が完了した、または、今後、地域展開を予定していると回答した部活動の数は約１８０という結果でありました。

本年６月に実施した同様の調査においては、休日の部活動の地域展開が完了した、または、今後、地域展開を予定していると回答した部活動の数は約２２０という結果で、休日の部活動の地域展開が徐々に進んでいることが伺えました。

本市においては、休日の部活動の地域展開は、保護者会が中心となって、地域クラブ

活動を立ち上げている場合が多く、その例といたしましては、

- ①地域で指導者を確保し、地域クラブ活動を立ち上げた
 - ②チームスポーツにおける部員不足を解消することも兼ねて、近隣の複数の中学校の部活動で合同の地域クラブ活動を立ち上げた
 - ③平日の部活動を指導している部活動指導員を、地域クラブ活動の指導者とするすることで指導の一貫性を担保した地域クラブ活動を立ち上げた
- などがあり、それぞれの部活動の活動状況や部員数、地域の実態、競技の特性等を踏まえ、各学校と保護者、地域が協力しながら可能な部活動から休日の部活動の地域展開を進めているところでございます。

(問) 地域展開を望みながら、進展が困難である部活動の課題とその対応策について問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 本市において定期的を開催しております「休日の部活動の地域展開に係る協議会」や、本年５月に示された国の「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめにおいては、休日の部活動の地域展開の課題として、

- ①地域クラブ活動の定義が曖昧であり、学校施設の使用許可や公的支援が困難であるため、地域クラブ活動の要件や認定方法を構築していく必要があること
 - ②地域クラブ活動の指導者等の質の保障や人材の確保
 - ③地域クラブ活動に係る費用負担の在り方
- などが挙げられております。

これらの課題を解決するため、国においては「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議」を立ち上げ検討を重ねており、市教育委員会といたしましては、その動向を注視するとともに、会議における検討内容を中学校に周知してまいりたいと考えております。

加えて、先ほど答弁いたしましたとおり、本市におきましては、各部活動の活動状況や地域の実態等に応じて、休日の部活動の地域展開について、一定の進捗がみられていることから、市教育委員会といたしましては、好事例を各中学校に提供していくことで、休日の部活動の地域展開を望む部活動を支援してまいりたいと考えております。

(6) 猛暑日における小・中学校の対応等について

①立憲民主党 村石 篤 議員（９月９日）

(問) ２学期の始業式が９月１日から８月２７日となった経緯について問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 夏季休業日につきましては、富山市立学校管理規則において定めており、平成１８年度までは、２学期の始業式は９月１日としておりましたが、

- ①ゆとりある教育課程の編成のもと、確かな学力、豊かな心、健康な体を育成するために、年間授業時数の一層の確保が必要であること
- ②自然災害や集団風邪による臨時休業、不審者や熊の対策による授業の打ち切り等に対応するためにも、年間授業時数を確保しておく必要があること

を理由に、平成１９年度から、１学期終業式を４日遅らせるとともに、２学期の始業式を９月１日から８月３１日に早めております。

その後、令和２年度に、２学期の始業式を４日早めて８月２７日に変更し、夏季休業を４日間短縮しており、その理由といたしましては、小・中学校の普通教室へのエアコン設置が完了したことや、今ほど答弁いたしました自然災害等に対応するための年間授業時数の確保に加え、

- ①新学習指導要領の実施に伴い、小学校３・４年生の外国語活動、小学校５・６年生の外国語科が新設されたことによって、小学校の年間授業時数が、毎週土曜日に授業を行っていた当時の年間授業時数にまで増加したこと
 - ②道徳の教科化や一人１台端末の導入、プログラミング教育の必須化及び内容の充実などに伴い、指導内容が増加したこと
- などへの対応が挙げられます。

(７) 埋蔵文化財の遺物の管理や活用について

①富山市議会自由民主党 横野 昭 議員（９月１０日）

(問) 富山市内に遺物保管場所はどの程度あるのか。

＜埋蔵文化財センター：事務局長答弁＞

(答) 遺物（いわゆる出土品）の保管場所につきましては、

- ①旧婦中埋蔵文化財資料館が６２６㎡
- ②旧太田公民館が２６０㎡
- ③旧八尾美術保存展示館の一部が６７㎡
- ④旧音川中学校の一部が８４０㎡
- ⑤考古資料館の一部が３３１㎡

の５カ所で、その収蔵面積は合計２，１２４㎡となっております。

(問) 遺物の管理について、埋蔵文化財センターとして集約できないのか。

＜埋蔵文化財センター：事務局長答弁＞

(答) 遺物の集約化につきましては、遺物の貸し出しなど利活用する際の検索が容易であることや、収蔵施設の維持管理コストを削減できること、さらには施設の有効活用が期待できることなどのメリットがあると考えております。

一方で、遺物は今後も更に増加することが見込まれ、大規模な収蔵面積が必要になることなどの課題もあることから、今後、遺物の効率的な管理のあり方について、他都市の事例を参考にするなど調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

(問) 旧音川中学校の解体及び構内の樹木の管理について問う。

＜教育行政センター：事務局長答弁＞

(答) 旧音川中学校につきましては、現在、埋蔵文化財のほか、かつて婦中地域の農家で使用されていた民具や農機具等の保管場所として利用されていることに加え、地元の自治公民館や獅子舞活動の会場としても活用されております。

このような中、旧音川中学校の解体につきましては、昭和５４年に竣工した耐震補強されていない校舎であることから、埋蔵文化財等の保管場所としていずれの施設が適切であるか調査するとともに、校舎を使用しておられる地元関係者と調整を図るなど、今後、検討してまいりたいと考えております。

また、構内の樹木につきましては、とりわけ体育館東側に樹木が繁茂していることから、隣接する民家へ配慮しながら、秋頃から順次剪定や伐採を行うなど、適切に対応してまいりたいと考えております。

(問) 埋蔵文化財の遺物は永久的な管理なのか、それに伴う国の補助はないのか。

＜埋蔵文化財センター：事務局長答弁＞

(答) 遺物につきましては、文化庁からの平成9年8月13日付け「出土品の取扱いについて」の通知に基づき、文化財として保存を要し、活用の可能性があるかと判断したものは将来にわたり管理することとされております。

このような中、文化庁では、出土品は今後さらに増加することは明白で、将来にわたり永久に保管し続けることは現実的には困難であることから、適切な管理方法を検討するため、本年1月に地方公共団体に対し、出土品の取扱いに関するアンケートを実施されており、市教育委員会といたしましては、アンケート結果をふまえた文化庁の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、遺物の管理に関する国の補助事業につきましては、「地域の特色ある埋蔵文化財活用事業」として、

①埋蔵文化財の公開及び整理・収蔵等を行うために必要な設備整備に係る事業

②埋蔵文化財の普及・啓発に係る事業

があり、補助率は50%となっております。

(8) 岩瀬の文化財について

①富山市議会自由民主党 豊岡 達郎 議員(9月10日)

(問) 旧森家住宅の復旧及び耐震補強工事の状況について問う。

＜生涯学習課：事務局長答弁＞

(答) 重要文化財旧森家住宅につきましては、令和3年度に耐震診断を実施したところ、耐震性が不足しているとの結果が出たことにより、令和5年度から3か年計画で耐震対策事業を開始いたしました。

こうしたなか、「令和6年能登半島地震」が発生し、当住宅もまた、小屋組の損傷や柱の傾斜進行、地盤沈下などの被害を受けたことから、当時実施していた耐震補強設計の内容を大幅に見直すことになり、耐震対策事業も1年延長し、令和8年度までの4か年計画にすることとなりました。

耐震補強工事のうち、土蔵2棟につきましては、本年7月に工事が完了し、現在は、令和8年度中の完了を目指して主屋の工事に着手したところであり、事業が順調に進めば、令和9年度から一般公開を再開する予定としております。

(問) 旧馬場家住宅においてヘルン文庫のPRをすべきと考えるが、見解を問う。

＜生涯学習課：事務局長答弁＞

(答) 小泉八雲(ラフカディオ・ハーン)の旧蔵書と手書き原稿からなる「ヘルン文庫」につきましては、大正13年に馬場はる氏が富山の教育環境向上のため、旧制富山高等学校、現在の富山大学へ寄附されたものであります。

馬場はる氏が暮らしていた「旧馬場家住宅」では、現在、「ヘルン文庫」のほか旧制

富山高等学校設立のための多額の寄附など、馬場はる氏の功績をパネル展示にて紹介をしているところであります。

本年9月末より日本放送協会（NHK）で始まる連続テレビ小説「ばけばけ」は、小泉セツ・八雲夫妻をモデルにした物語であり、今後テレビを視聴され、「ヘルン文庫」に関心を持ち、馬場家に来訪される方々も増えると思われることから、今後、馬場はる氏と「ヘルン文庫」について展示パネルを充実するとともに、新たにホームページやSNSなどによるPRに努めてまいりたいと考えております。

（問）市に寄贈されて4年経過する旧米田家住宅の今後の取組について見解を問う。

＜生涯学習課：事務局長答弁＞

（答）「岩瀬五大家」（いわせごたいけ）の一つに挙げられる米田家につきましては、幕末・明治初めから昭和初期までの長きにわたり北前船の経営を行っていた旧家であります。

また、米田家4代目当主である元吉郎（もときちろう）氏は、富岩鉄道、現在の富山地方鉄道富山港線の敷設（ふせつ）や東岩瀬港の修築などに尽力され、さらに5代目当主である元吉郎氏は、富山銀行の前身である富山産業銀行を創設されるなど、地域の発展に多大な貢献をされてきました。

この米田家の邸宅であった旧米田家住宅は、明治6年の大火後に建てられたと考えられており、各所に良質材が使用されるなど格式高い意匠が施されている、岩瀬にある貴重な歴史的建造物の一つであります。

こうしたことをふまえ、本市ではこれまで有識者による調査や図面作成を進めてまいりましたが、今後、当住宅の文化財的価値を広く発信していくため、国の登録有形文化財への登録や、日本遺産「荒波を越えた男たちの夢が紡（つむ）いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」構成文化財への追加認定を目指すとともに、その活用方法について検討してまいりたいと考えております。

（９）人口減少社会への対応について

①会派 誠政 橋本 雅雄 議員（９月１０日）

（問）少子化が学校教育に対してどのように影響し、どう対処していくのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）本市の学校教育におきましては、少子化の進行に伴い児童生徒数も減少の一途をたどるなか、全小・中学校のうち複式学級や全学年単学級の学校などの小規模校が約６割存在する状況が続いており、人間関係の固定化によるトラブルの発生や、ある程度の人数が必要となる運動や音楽活動の制約に加え、教員の配置数が学級数を基準としていることから、小規模の中学校においては免許外教科担任による指導が増加するなど、教育活動への様々な影響が生じているところであります。

こうした状況を踏まえ、市教育委員会では少子化の時代にあっても、児童生徒が一定規模の集団で学べる環境を整えるために、多様な学びの場を提供する一手段として、学校再編計画に基づいた学校規模の適正化を進めております。

一方で、学校再編を進めるに当たっては、地域や保護者の皆様との丁寧な対話を重視しており、学校規模の適正化までには相当の期間を要することから、小規模特認校制度の活用やイエナプラン的教育の推進といった施策に加え、小規模校同士の合同のリモート授業

や校外学習、合同部活動の実施など、各学校が工夫することによって小規模校における学びの充実に取り組んでおります。

市教育委員会としましては、社会情勢の変化を見極めながら、今後も、持続的で魅力ある学校教育の実現に努めてまいります。

(10) 本市における休日の部活動の地域展開と中学校の部活動の現状について

①立憲民主党 岡部 享 議員（9月12日）

（問）本年5月に国が示した「『地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議』最終とりまとめ」における、部活動の地域展開の方向性を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）「最終とりまとめ」においては、部活動の地域展開の主な目的として、急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実することが掲げられております。

また、地域クラブ活動の在り方として、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出するとともに、地域クラブ活動には地域の実情等にあった様々な形があること、国として地域クラブ活動の定義・要件を明確にし、地方公共団体が認定を行う仕組みを構築していくことなどが示されました。

加えて、今後の部活動の地域展開の方向性として、令和4年に策定された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」においては、令和5年度から7年度までを「改革推進期間」と位置づけ、休日の部活動の地域移行を、地域の実情に応じて可能な限り早期に実現していくこととされておりましたが、この「最終とりまとめ」においては、

- ①令和8年度から13年度の6年間を「改革実行期間」と位置づけ、前期3年間ににおいて確実に休日の部活動の地域展開に着手すること
- ②受益者負担の水準については、国において金額の目安等を示すこと
- ③地域クラブ活動は教育的意義を有する活動であり、学校との連携が大切であるため、学習指導要領の次期改訂においては、地域クラブ活動の普及・定着を前提とした記載とすること

などが、挙げられております。

（問）休日の部活動の地域展開の現状に加え、国の「最終とりまとめ」を受けた今後の方向性を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）本市における休日の部活動の地域展開の現状につきましては、本年6月に実施した調査においては、休日の部活動の地域展開が完了した、または、今後、地域展開を予定していると回答した部活動の数は約220で、昨年11月の同様の調査における約180と比較いたしますと、休日の部活動の地域展開が徐々に進んでいることが伺えました。

本市におきましては、令和6年9月に、児童生徒及びその保護者、小・中学校長、地域の学校関係者に対して、

- ①令和8年度の3年生が引退する新チーム発足後は、休日の部活動は原則実施しない。
- ただし、大会前に1、2回程度の練習試合等を行うことがあること

②学校や保護者、地域等が連携し、休日の部活動の地域展開を可能な部活動から進めていくこと

という、令和８年度以降の休日の部活動の方向性を周知しております。

市教育委員会といたしましては、本市における休日の部活動の地域展開に関する方向性は、国の「最終とりまとめ」で示された今後の改革の方向性と合致しているものであると考えており、今後もこれまでの考え方にに基づき、それぞれの部活動の活動状況や部員数、地域の実態、競技の特性等を踏まえ、各学校が保護者、地域と連携・協力しながら、休日の部活動の地域展開に取り組んでいけるよう支援してまいります。

（問）休日の部活動の地域展開における、活動場所の確保や受益者負担などの課題と、その対応について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）本市が定期的に行っている「休日の部活動の地域展開に係る協議会」において挙げられた課題や、学校からの問合せが多い内容といたしましては、

- ①地域クラブ活動が、学校の施設や用具をどの程度利用してよいのかの判断がつきづらい
- ②吹奏楽部等といった校舎内を使用する部活動においては、生徒の校舎への出入りや移動に伴うセキュリティ面の対策が必要である
- ③公共施設の使用に係る減免制度や、就学援助費等といった行政からの経済的支援が必要である
- ④地域クラブ活動を立ち上げたいが、適切な謝金額の設定や設立までの手続き等が分からない

などが挙げられます。

これらの課題は、先ほど答弁いたしました国の「最終とりまとめ」においても取り上げられている内容であり、国においては、これらの課題を解決するため、本年６月に「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議」を立ち上げ検討を重ねており、市教育委員会ではその動向を注視してまいります。

本市におきましては、一定数の地域クラブ活動が立ち上げられていることから、市教育委員会といたしましては、地域クラブ活動の設立方法や活動状況を共有するなどして、休日の部活動の地域展開を希望する部活動を支援していきたいと考えております。

（問）今後の学校部活動及び地域クラブ活動の展望を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）部活動や地域クラブ活動に対する生徒の思いは、例えば、

- ①地域クラブ活動でも、部活動と同じ競技や文化活動に取り組むとともに、自分の技術をさらに伸ばすために、自主的な練習にも積極的に取り組みたい
 - ②体力づくりや放課後の楽しみの一つとして部活動に参加したい
 - ③休日は部活動とは違う競技や文化活動に取り組んだり、好きなことに打ち込みたい
- など、一人一人多様なものであると捉えております。

市教育委員会といたしましては、部活動は学校教育の一環として重要な役割があることから、その充実を図りつつも、今後も可能な部活動から休日の部活動の地域展開を進めることで、生徒が自分の興味・関心に基づく活動の場を地域社会の中で選択できる体制を構

築していきたいと考えております。

加えて、休日に部活動を行わなくなった場合に生じる時間は、生徒自らが自分で目標や課題を見つけ、その実現や達成に向けて得意分野等をさらに伸ばす機会であると捉えており、例えば、一人1台端末を利用して、トレーニングや技術向上のための練習動画を視聴できるといった、生徒の自主性を支援する環境を整備していくことが重要であると考えております。

(11) 給食無償化について

①日本維新の会 金井 毅俊 議員(9月16日)

(問) これまでの本市の学校給食にかかる経費の負担と考え方について問う。

<学校保健課：事務局長答弁>

(答) 本市での学校給食に関する経費負担につきましては、学校給食法に基づき、学校給食の実施に必要な施設及び設備、運営に要する経費を学校設置者の負担とし、食材料費のみを保護者の負担としてきていているところであります。

(問) 自治体独自に児童・生徒に対して給食無償化をどのくらい実施しているのか。また、県内の実施状況はどのようなになっているのか。

<学校保健課：事務局長答弁>

(答) 令和6年6月に国が公表した学校給食に関する実態調査の結果によりますと、学校給食費の無償化を独自で実施している自治体は、令和5年9月時点で、全1794自治体のうち、722自治体となっております。

この722自治体のうち、547自治体が小・中学生の全員を対象に無償化しており、残りの175自治体では、多子世帯であることや、所得要件等を設けて無償化しております。

次に、県内の実施状況につきましては、本年4月時点で、上市町と朝日町が町内の学校に通う全児童生徒を対象に無償化されております。

(問) 給食無償化の問題点について問う。

<学校保健課：事務局長答弁>

(答) 給食無償化の問題点につきましては、国では、給食無償化を子育て支援や少子化対策のための基礎的な給付として捉えた際の課題として令和6年12月に整理されており

①重度の食物アレルギーにより家庭から弁当を持参している児童生徒など、給食を喫食していない児童生徒の保護者等にとっては恩恵がなく、喫食している児童生徒の保護者等との公平性の問題が生じること

②生活保護や就学援助等により、既に給食費の全部又は一部が公費により補助されている経済的困窮世帯にとっては、追加的な恩恵がなく、格差是正の観点に乏しいこと

③経済的困窮世帯に対する学校給食費の負担軽減において大半を占める、準要保護世帯の就学援助については、平成17年の「三位一体の改革」により、一般財源化されていることから、その経緯も踏まえる必要があること

④給食無償化の拡大には安定的な財源の確保を要する一方で、少子化をめぐる状況は地域によって異なることから、全国一律に行う給食無償化が少子化対策としてより効果的な

施策であるか否かの観点からの検討が必要であること
の4点を挙げているところです。

本市におきましても、国と同様の課題を認識しており、令和6年度における本市の給食用物資購入費の実績が約19億円であったことを踏まえると、本市が独自に給食費無償化を実施する場合には、必要な財源を毎年安定的に確保することが、大きな課題であると考えております。

(問) 現況の経済的困窮世帯についての給食費はどのように支援をしているのか。

＜学校保健課：事務局長答弁＞

(答) 本市では、経済的な理由により給食費の支援が必要な生活保護世帯や就学援助認定世帯につきましては、それぞれ生活保護法や学校教育法に基づき、その全額を公費により支給しております。

(問) 物価の上昇が止まらない状況で、「子育て支援」の有効な施策として先行して取り組むべきと考えるが、見解を問う。

＜学校保健課：事務局長答弁＞

(答) 本市では、令和4年度から国の交付金を活用した学校給食費の負担軽減事業を実施しており、今年度は、これまでの補助額に加え、4月からの学校給食費改定に伴う給食費の引上げ相当額も補助することで、子育て世帯の経済的負担軽減に取り組んでいるところであります。

なお、先ほど答弁いたしましたとおり、安定的な財源の確保等に課題があることから、市独自で学校給食費を無償化することは考えておりません。

今後につきましては、現在、国で議論されている給食費無償化の具体化に関する動向を注視してまいりたいと考えております。

(12) 夏休みの学校プールの開放について

①日本維新の会 金井 毅俊 議員(9月16日)

(問) 現在の実施状況について、実施する場合の目的について、実施できない場合の問題点について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 夏休みの学校プールの開放につきましては、お盆期間と土曜、日曜、祝日を除き、今年度は18日を上限に、学校毎に開放の期間や時間を決めて実施しております。

今年度の実施状況につきましては、プール設置校62校のうち59校が開放を予定しておりましたが、気象状況等により、開放日数は、最大で10日、最少で1日となっており、平均は4.4日であったとともに、プール開放を実施できなかった学校が7校ありました。

また、開放の目的につきましては、

- ①1学期の水遊びや水泳学習で身に付けた泳力や体力の一層の向上を図る
- ②水に慣れたり、泳力をつけることで、水難事故等から自らの命を守る力を育成する
- ③夏休み中は生活リズムが乱れやすい傾向にあるため、一定の時間に登校し、プール開放に参加することで、規則正しい生活習慣を維持する

④家庭や地域で過ごす時間が長くなる夏休み中に、プールを開放することで、児童が友達とともに活動できる居場所を創出するなどが挙げられます。

次に、開放を実施できない場合の問題点としては、今ほど答弁いたしました目的が果たせないとともに、公共の水泳施設が近隣にない場合は、児童にとって水に親しむ機会が失われるということも挙げられます。

加えて、近年の猛暑下においては、児童の屋外での活動場所が限られるため、児童の体力低下につながることも考えられます。

(問) 中止する場合の指標について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 市教育委員会におきましては、本年6月13日付で「夏季休業期間中における学校プール開放について」の通知を出し、開放を予定している学校に対し、児童の安全確保を最優先に、開放の可否を判断するよう指導してきたところであります。

各学校におきましては、開放の前に

- ①プールサイドの暑さ指数(WBGT)と気温の測定
 - ②文部科学省が発行している「水泳指導の手引(三訂版)」に従い、水温や水素イオン濃度、遊離残留塩素濃度等の数値が基準値を満たしているかの確認
 - ③濾過器等のプール設備が正常に作動しているかの確認
- をするとともに、熱中症警戒アラートが発表されているなど、天候に特に留意しなくてはならない日については、暑さ指数や水温等を細めに測定しております。

本市の市域は海岸沿いから市街地、中山間地に至るまで広域にわたっており、また、プールが屋内にある学校もあることから、市教育委員会としては夏休みの学校プールの開放を中止する場合の一律の指標を設けておらず、各学校において、暑さ指数や気温、水温などの情報を基に管理職が総合的に判断して、開放の可否や時間の短縮等を決定しております。

(問) 今後の運営について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 夏休みの学校プールの開放につきましては、今年度も多くの学校で実施しており、児童が安全に水に親しむ中で、泳力や体力の向上を図ったり、児童の規則正しい生活を維持するといった、重要な役割を担っているものと考えております。

一方、近年は、

- ①猛暑の影響により入水中でも熱中症のリスクが高まっていること
 - ②猛暑の中、PTA等から十分な数のボランティア監視員を確保することが困難であること
 - ③監視員の中には1名以上の教職員の配置が必要なため、小規模校においては教職員配置の調整が困難であること
- などの課題があり、多くの学校では、以前に比べて開放日数や時間を減らしており、一部の学校では開放を見合わせております。

学校プールの開放につきましては、各学校において学校運営協議会やPTAとの協議のもと、実施の有無や内容を判断しているところであり、実施校においては、引き続き児童

の安全確保に努めるとともに、地域や保護者の協力を得ながら持続可能な運営体制の構築に取り組んでいるところであります。

市教育委員会といたしましては、小学校プールアルバイト監視員への講習会の実施や報酬の支払い等を継続するなどして、今後も夏休みの学校プールの開放を支援してまいりたいと考えております。

(13) 小学校施設の安全対策について

①未来をつくる 福田 敏彦 議員(9月16日)

(問) 安全対策に対する見解を問う。

＜学校施設課：事務局長答弁＞

(答) 学校は本来、児童・生徒が楽しく学び、教職員が安心して教育活動を行う安全な場所でなければならないと考えており、常に健全な状態を維持できるよう学校施設を適切に管理することは重要であると認識しております。

このため、小学校施設の主な安全対策としましては、令和3年度までに耐震化整備を完了し、現在は、令和3年3月に策定した「富山市学校施設長寿命化計画」に基づき、既存施設の耐久性を高め、施設の使用年数を伸ばす改修を実施することで、健全な状態の維持に努めているところであります。

また、学校が実施する施設や設備、遊具などの定期的な安全点検や日常点検により、安全な使用に支障があり、早急な対応が必要であると判断したものについては、随時、修繕を実施することで適切に管理しているところであります。

(問) 安全対策の進捗状況について問う。

＜学校施設課：事務局長答弁＞

(答) 小学校における修繕の状況につきましては、突発的な不具合のうち、日常点検等により判明した蛇口からの漏水や扉の故障など、軽微なものについては、用務員が即時に対応し、空調設備や照明器具の故障など、専門的な技術が必要となるものについては、随時連絡を受け、迅速に対処しているところであります。

さらには、学校からの修繕要望については、毎年、全ての小学校を対象に調査し、建築有資格者による市有施設定期点検の結果を踏まえ、限られた予算の中で、緊急度の高いものから順次対応しているところであります。

市教育委員会としましては、引き続き、施設を管理する学校との連絡を密に取りながら、適切な学校施設の維持管理や運用を行うことにより、児童が安全に学ぶことができる環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

学びの多様化学校「富山市立古志はるかぜ学園」の転入学・選考について

[学校教育課]

1 コンセプト

「This is my school」

- | |
|------------------------|
| ① 自分でつくる、自分をつくる学校 |
| ② ありのままの自分でいられる新しい学びの場 |
| ③ 自分のペースで歩む学校 |

2 転入学の対象児童生徒

次の(1)～(3)の全てに該当する児童生徒のうち、市教育委員会が認める者

- (1) 富山市内に在住している小学校1年生から中学校3年生までの児童生徒
- (2) 年間30日以上欠席（病気または経済的な理由を除く）した「不登校状態」にある児童生徒、または、年間30日未満でも「教室外登校」をしている「不登校傾向」の児童生徒
- (3) 児童生徒に登校の意欲があり、また、その保護者等の理解があること

3 募集する児童生徒の人数

課程	小 学 校						中 学 校			合計
学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	
人数	各5～10名程度						各15名程度			90名程度

4 転入学の流れ（予定）

時期	実 施 内 容
10月上旬	古志はるかぜ学園説明会 保護者案内
11月上旬	古志はるかぜ学園説明会
11月～ 12月	在籍校面談 市教育委員会面談
1月	転入学予定者の決定

メタバースを活用した不登校支援「MAP メタバース」について

[教育センター]

1 趣旨

メタバース（インターネット上の仮想空間）を活用し、日中、家で過ごす時間が長く、家族以外の人とのつながりが希薄な不登校児童生徒に対し、社会的なつながりや居場所づくり等の支援を実施する。

2 利用対象児童生徒

日中、家で過ごす時間が長く、家族以外の人とのつながりが希薄な不登校児童生徒

3 利用可能人数

最大登録可能人数 500名

同時接続可能人数 50名

4 活動内容例

- ・メタバース内の散歩
- ・教育相談員、オンライン支援員及び他の参加者との直接対話及びチャット
- ・学習コンテンツを使用した学習
- ・Web教材を活用したプログラミング学習
- ・臨床心理士との相談
- ・不登校児童生徒支援事業「体験活動」の情報取得

5 周知方法

- ・教育センターがMAP メタバースの概要を記したリーフレット及びパンフレットを作成
- ・定例校園長会および、小・中学校教頭研修会でMAP メタバースについて周知
- ・保護者連絡システムにてパンフレットを全保護者へ送付

6 主な日程

日 時	実 施 内 容
9／30（火）	保護者連絡アプリを通じて児童生徒・保護者用にパンフレットを配付
10／6（月）	児童生徒・保護者へアカウント配付開始

7 その他

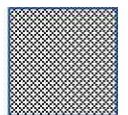
添付資料の児童生徒・保護者用パンフレットは、9月18日（木）現在のものであり、利用の流れ等については担当業者との打合せにより変更する場合がある。

(メタバースパンフレット)

MAP メタバース

新しいキミの居場所

MAP メタバースの様子は
ここから見ることができるよ！



動画視聴用
二次元コード

令和7年9月発行
富山市教育センター

「MAP メタバース」って、なに？

メタバースとは、インターネット上の仮想空間を使った新しい居場所のこと。

「MAP メタバース」では、キミの分身である“アバター”と呼ばれるキャラクターを通して、インターネット上を自由に歩き回れるよ！

「今は外に出ることが難しいけれど、アバターを使ってバーチャルの空間で誰かとつながってみたい。」「時間や場所を誰かと共有したい。」「・・・そんなキミの「したい」、「こうありたい」を支える場所。それが「MAP メタバース」です。



大切にしていることは3つの「C」

「MAP メタバース」では3つの「C」を大切にしているよ！

Choice
(選べる)

MAPメタバースではやりたい活動を選択・決定できるよ！キミの希望する時間に参加してね。

Connect
(つながる)

教育相談員や他の利用者とおしゃべりができるよ！お話ししたいときは、直接対話やチャット機能を使ってみよう！

Cheer
(応援する)

教育委員会や学校、フリースクール等の民間支援団体等が連携し、キミのことを応援する環境をつくっていくよ！



MAP メタバース空間について

<利用時間>

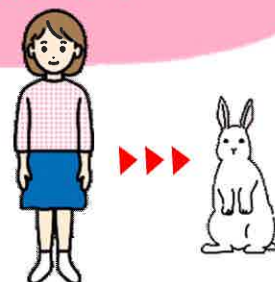
平日 10:00~12:00、13:00~15:00

ただし、土日祝日、夏季休業中における学校閉庁日及び年末年始を除く。
臨時に閉室する場合は、別途お知らせします。

選べるアバター

イメージ画像

40種類の中から好きなキャラクターを自分のアバターにしよう！



メタバース空間を
自由に歩き回ろう！

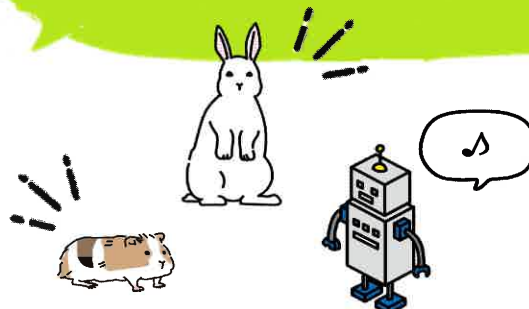
メタバース内を自由にお散歩

イメージ画像

おしゃべりエリア

イメージ画像

アバターを通じて、他の利用者と
チャットや直接会話ができる！



展示・発表エリア

イメージ画像

キミの書いた絵や
撮った写真をみんなにも
見てもらおう！



アトラクションギミック

イメージ画像

飛び出す階段で遊んでみよう！

面談スペース

イメージ画像

誰にも言えなかったキミの
悩みを、臨床心理士(心の専
門家)に相談してみませんか

自習エリア

イメージ画像

一人ではなかなか続かない
勉強も、みんなと一緒にでき
ちゃうかも！？



Web 教材

イメージ画像

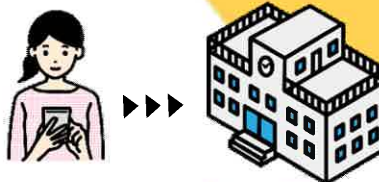
イメージ画像

利用の流れ

1

申し込み

利用の希望を学校に伝えます。



個別説明(ウエルカムセッション)の希望日時を学校に伝えます。

ウエルカムセッションには保護者が必ず付き添うようにしてください。

学校から「MAP メタバース利用承認願」(様式1)と「MAP メタバース利用上のルール」を受け取ります。

2

説明手続き

「MAP メタバース利用承認願」(様式1)の必要事項を記入後、学校に提出します。

学校が富山市教育センターに「MAP メタバース利用承認願」(様式1)を提出します。

教育センターは、利用者専用の個別の「クラスルーム」を作成します。

子どもがクロムブックで「クラスルーム」を確認します。

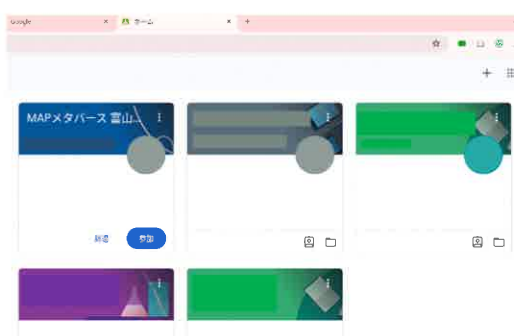
「クラスルーム」の内容は、保護者の方も必ず確認してください。

<クラスルームの確認の仕方>

1 クロムブックを開き、下のような画面になるのを待ちます。



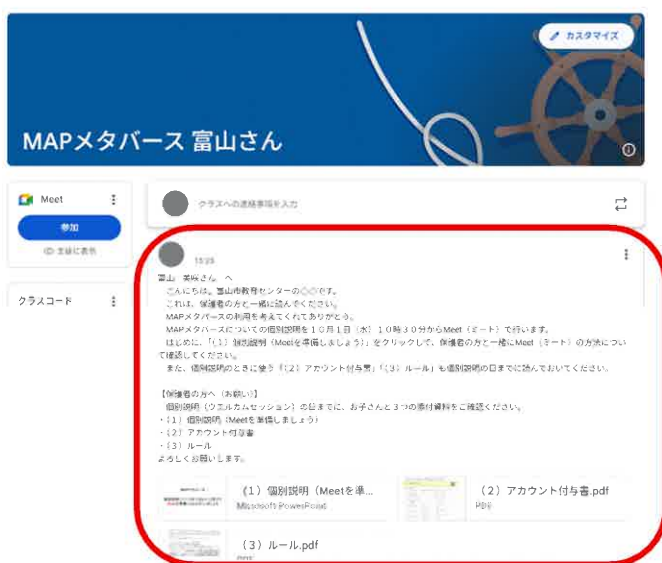
2 画面下の中から、クラスルームのアイコン をクリックすると、クラスルーム一覧画面になります。



- 3 一覧の中から、クラスルーム名「MAP メタバース〇〇(子どもの名)」の「参加」をクリックする。



- 4 個別のクラスルームに入り、内容を確認してください。
個別説明に向けた内容を載せています。保護者の方も必ず確認してください。



3 個別説明(ウェルカムセッション)

ウェルカムセッション当日、「クラスルーム」に「MAP メタバースアカウント付与確認書(様式2)」が掲載されていることを確認します。

ウェルカムセッションでは、富山市教育センターの職員が子どもや保護者とGoogle Meet やメタバース内でやりとりしながら基本操作やルール等についてお話します。

4 利用開始

保護者はフォームで、メタバースの利用予定時間を入力してください。

お問い合わせ

富山市教育センター 教育相談係
076-431-4434



幕末の富山藩に起きた三大事件簿

～悲哀の三人の家走～

蟹江監物 富田兵部 山田嘉膳

元治元年七月、
結拾、
老、
道、
持、
後、
口、
後、

橋本家文書「變事留（山田嘉膳暗殺の記録）」（本館所蔵）



関連行事

【歴史と文化講演会】

11/15(土) 10:00 ~ 11:30

講師：富山市郷土博物館 浦畑奈津子 氏

演題：「幕末動乱と富山藩」

申込：9/23(火)～10/31(金)

定員：40名（申込順） ※無料



高さ8mの空中移動
VR「龍渡し」体験



開催期間

令和 10/18_土 ▶ 令和 1/25_日

開催時間 | 午前9時～午後5時（入館は午後4時30分まで）

休館日 | 月曜日、祝日の翌日（土・日を除く）、年末年始（12/28～1/4）

入館料 | 150円、高校生以下は無料

後援 | 北日本新聞社



主催／富山市猪谷関所館 富山市猪谷978-4 TEL076-484-1007 FAX076-484-1845

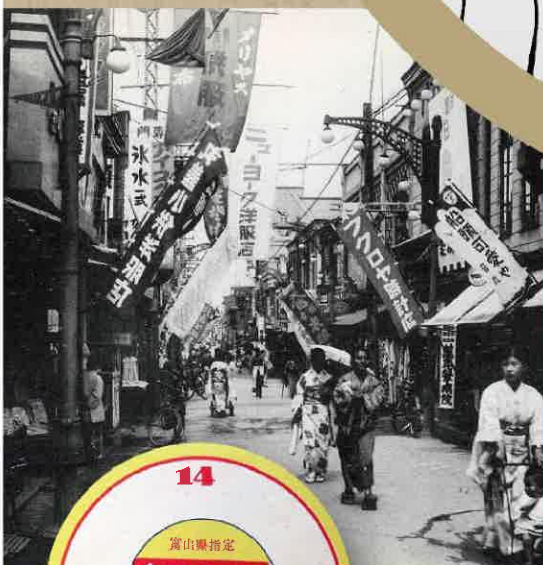


令和7年
10月4日 開
▼
11月16日 閉
会期中無休

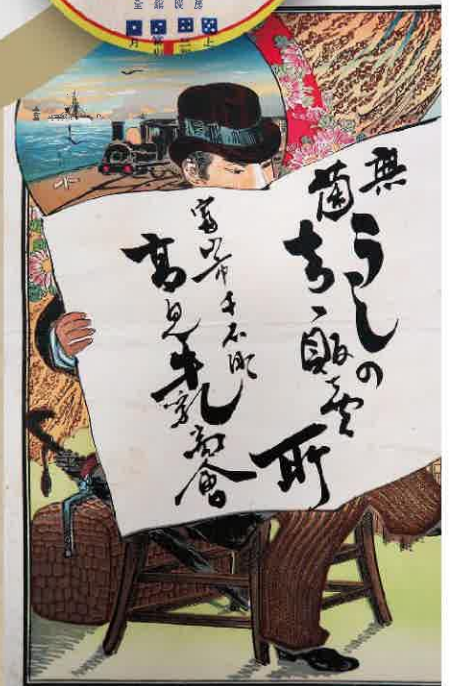
特別展

富山のお店

— 明治・大正・昭和篇 —



TOYAMA MUNICIPAL FOLK MUSEUM
富山市郷土博物館
〒930-0811 富山県富山市本丸一上六二 富山城址公園内
TEL 〇七六四三三九一一 FAX 〇七六四三三八〇六〇
<https://www.city-toyama.lg.jp/etc/muse/>



特別展

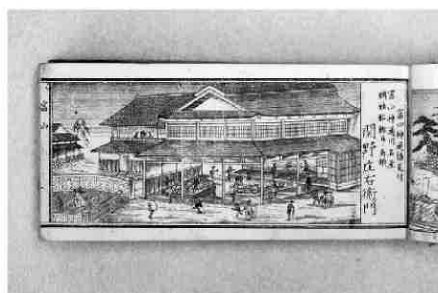
富山のお店

— 明治・大正・昭和篇 —

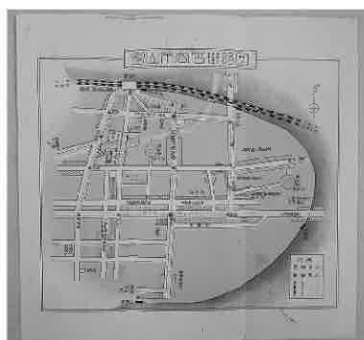
江戸時代、富山藩十万石の城下町であった富山町は、売薬業によって「産業都市」として栄えていました。明治の新しい世の中になると県都となり、市制が施行された明治二十二年（一八八九）には、人口が五万七千人余りと全国で十一番目の大都市となっています。

この富山の町で人々の暮らしを支えていたのが各種のお店で、米屋・酒屋・呉服屋・菓子屋など、人々の消費生活や時代ごとに移り変わる流行りに応じた店が軒を連ねました。

本展では、明治・大正・昭和時代にスポットを当てて、かつて富山町に存在した様々なお店が、歴史資料の中でしか出会うことができませんが、本展を通して、明治・大正・昭和時代における富山の人や物が集まる様々なお店と賑やかな街の様子に思いを馳せていただければ幸いです。



『中越商工便覧』より「関野庄右衛門」
(当館蔵)



富山市商店街略図
(当館蔵)



御土産品買ヨイ店御案内
(当館蔵)

会 期 令和7年10月4日(土)～11月16日(日) 会期中無休

開館時間 9:00～17:00(入館は16:30まで)

観覧料 大人400円(320円) 高校生以下は無料

※()内は20名以上の団体料金

※この料金で、常設展示もご覧いただけます。

【担当学芸員による展示解説会】

日 時 10月11日(土)、10月26日(日)、
11月16日(日) 各日午後2時より

申込不要・参加無料(本展の観覧券が必要です)

常設展 富山城ものがたり

展示室では、400年以上の歴史を持つ富山城の歴史を、模型や映像も使いながら、分かりやすく紹介しています。また、4階の天守展望台からは、昔の富山城の大きさが分かります。

■アクセス

JR富山駅から徒歩約10分
地鉄バス「城址公園前」下車 徒歩2分
市内電車「国際会議場前」下車 徒歩3分
富山空港より連絡バスで20分
北陸自動車道 富山ICより車で約15分

■駐車場

当館には専用駐車場はありません。最寄りの有料駐車場をご利用ください。
最も近いのは城址公園地下駐車場です。



富山市郷土博物館

TOYAMA MUNICIPAL FOLK MUSEUM

〒930-0081 富山市本丸1-62 富山城址公園内

TEL:076-432-7911 FAX:076-432-8060

<https://www.city.toyama.toyama.jp/etc/muse/>

AMAZING TOYAMA

絵師も動物も、
人気モノ勢揃い

動物たちの 浮世絵展

「会期」令和7年
10月18日(土)~12月7日(日)

会期中無休

A lineup of popular artists and animals
Ukiyo-e Animal Exhibition

- ① 月岡秀年《新形三十六怪 虎 びびりすめ》明治22年(1859)
- ② 雪丸《金魚鉢を持つ女》肉筆画 天保期(1830-1844)
- ③ 横洲蘭庭《流行美人 浅草公陽水旅籠》明治32年(1899)
- ④ 歌川広重《名所江戸百景 浅草田雨西の町》安政4年(1852)
- ⑤ 鈴木春信《児立塗箱の童女》明治4年(1873)頃
- ⑥ 歌川芳豊《新選組大衆之図》文久3年(1863)
- ⑦ 歌川國貞《美人騎台》弘化期(1844-1847)
- ⑧ 歌川國貞《東海道五十三次之内 蒲原図》天保(1830-1844)前期
(図は全て部分)

富山市佐藤記念美術館

〒930-0081 富山市本丸1-33(富山城址公園内)
TEL. (076) 432-9031 FAX. (076) 432-9080
<https://www.city.toyama.toyama.jp/etc/muse/>

【会場】富山市佐藤記念美術館 富山市本丸1-33

【開館時間】午前9時から午後5時まで(入館は午後4時30分まで)

【観覧料】個入 大人400円、団体 大人320円、高校生以下無料

【主催】富山市教育委員会(富山市佐藤記念美術館)、富山市

【監修】中右 瑛(国際浮世絵学会常任理事)

【企画協力】E.M.I. ネットワーク

Ukiyo-e Animal Exhibition



鈴木春信《見立塗桶の雪雪》明和4年(1767)頃

江戸時代の人々に親しまれた浮世絵には、しばしば人と関わりをもつ動物たちが登場します。そこには、ペットとして愛された猫、犬、金魚をはじめ、人と共に働く馬や牛、猿から舶来の孔雀やオウム、珍獣ともてはやされた象や駱駝たちがさまざまな姿で描かれます。また、絵師らは可愛らしい小動物や猛獣をそのまま写すだけではなく、イマジネーションを駆使して動物たちの姿で社会を風刺したり、巷の出来事を伝えたりと、当時の世相も反映させています。本展では江戸中期から明治半ばまでの浮世絵80点余りを紹介いたします。歌麿、北斎、広重、国芳ら人気絵師によって描かれた動物たちの姿をお楽しみください。

動物たちの浮世絵展

絵師も動物も、人気モノ勢揃い

月岡芳年《新形三十六怪撰 さざむすめ》明治22年(1899) (部分)



獨川英山《竹に虎図》文化(1804-1818)中期



歌川国貞《美人猫台》弘化期(1844-1847)



歌川国芳《龍宮城 田原藤太秀郷に三種の土産を贈る》安政5年(1858)



歌川国貞《東海道五十三次之内 蒲原図》天保(1830-1844)前期



落合芳幾《当世見立忠臣蔵》万延元年(1860)



楊洲周延《流行美人 浅草公園水族館》明治32年(1899)



歌川豊国《いまやう六花せん 紫陽花》文化期(1804-1818)



二代歌川広重《ふらんす》万延元年(1860)

都合により出品作品の一部が変更となる場合があります。

関連事業

① 公開講座「動物たちの江戸時代—浮世絵に描かれた江戸の暮らしと動物」

日時: 令和7年10月26日(日) 午後2時から

会場: 当館講堂

講師: 坂森幹浩(富山市民芸館 館長)

② 学芸員による展示解説会

日時: 令和7年11月9日(日)、11月30日(日) いずれも午後2時から

会場: 当館展示室

講師: 当館学芸員

③ クイズに答えて絵はがきをゲットしよう!

会期中、会場内でクイズに答えてくださった方から抽選で10名の方に、本展の絵はがき5枚セットをプレゼントいたします。

※①②③ともに、事前申込不要、聴講及び参加費無料。ただし③については別途観覧料が必要です。

館内茶室「助庵」にて呈茶を行っています。

料金: 一服530円(菓子付)

時間: 午前9時から午後4時30分まで
(ラストオーダー午後4時)

定員: 同時に最大8名様まで

休業日: 茶室「助庵」の貸出日



富山市佐藤記念美術館

〒930-0081 富山本丸1-33(富山城址公園内)

TEL. (076) 432-9031 FAX. (076) 432-9080

<https://www.city.toyama.toyama.jp/etc/muse/>



【交通案内】

- ・富山駅から徒歩15分
- ・市内電車「国際会議場前」下車 徒歩3分
- ・地鉄バス「城址公園前」下車 徒歩2分
- ・富山空港より連絡バスで20分
- ・北陸自動車道 富山 I.C. より車で15分

※当館に駐車場はありません。最寄りの駐車場(有料)は城址公園地下駐車場となります。